

# 新道路利活用研究会 研究発表会 (中間報告) を開催しました

(財) 道路新産業開発機構 調査部

## ● はじめに

(財) 道路新産業開発機構は、官民協調による新たな道路機能の創造、拡充をめざして1984年に国土交通省道路局所管の公益法人として設立された財団で、将来を見据えた道路整備に貢献するため、道路にかかわる新しい産業の調査研究・開発育成に日々取り組んでいます。

近年、地域活性化やまちづくり、情報化社会の推進などにおいて、道路に対するニーズが高まるとともに、道路空間等の多様な利活用の促進が求められており、国においてもこれらのニーズに対応した様々な施策の展開が図られています。

本機構においては、これらの状況を踏まえて、道路や沿道空間等に対するニーズの顕現化を図

り、実現化に向けてこれを加速させるような方策を検討し、その結果を提言・提案すべく、平成19年11月、学識経験者、本機構の賛助会員等で構成する「新道路利活用研究会」を設置しました。研究会には、類型別テーマを具体的に検討する3つの部会を設け、うち1部会ではより詳細なテーマに対応する分科会を2つ設け、原則2年間を目途として成果を出すべく検討を行っています。調査研究の成果については、年1回研究発表会を行い、研究会顧問（学識経験者）より講評を受けることとしており、平成21年2月26日（木）に、各部会・分科会における研究発表（中間報告）を行いましたので、ご紹介させていただきます。

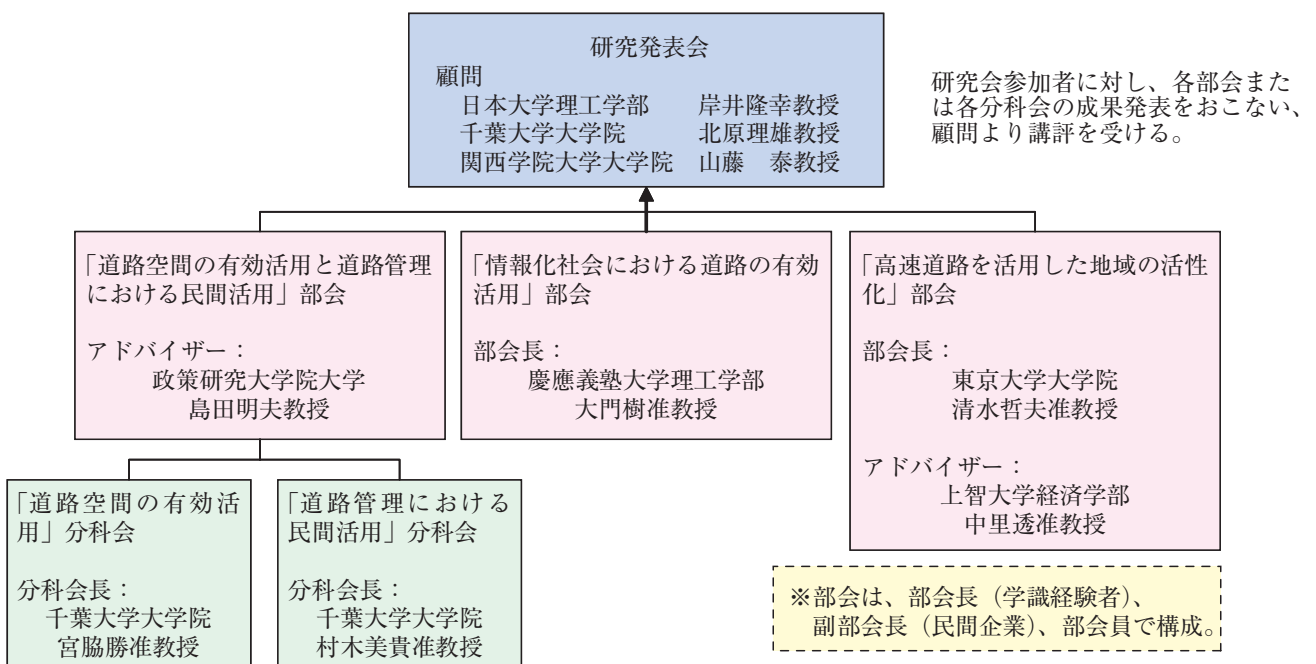


図1 新道路利活用研究会構成図

## ● 新道路利活用研究会 研究発表会（中間報告）について

平成21年2月26日(木)東京厚生年金会館(ウェルシティ東京)において、研究会顧問(千葉大学北原理雄教授、関西学院大学山藤泰教授)、研究会の各部会長、分科会長(千葉大学宮脇勝准教授、慶應義塾大学大門樹准教授、東京大学清水哲夫准教授)及び賛助会員企業の皆様にご出席いただき、62名の参加のもと研究発表会(中間報告)を開催いたしました。

発表会では、部会長・分科会長に研究趣旨をご報告いただき、続いて事務局より中間発表を行い、研究会顧問より講評を頂戴いたしました。中間報告の概要は下記の通りです。

### ◆道路空間の有効活用と道路管理における民間活用部会

#### ◇道路空間の有効活用分科会

国民の価値観やライフスタイルが大きく変化し、地域の特色に根ざした特色あるまちづくりが進展するなど、道路を取り巻く環境が著しく変化している中で、まちづくり三法改正によって大規模商業施設の郊外立地が原則禁止されたこともあり、今後、市街地内部での道路空間の有効活用がより一層求められることが想定されます。当分科会では、今後求められる道路空間の有効活用について、事例研究等を通じて現行制度の課題を整理した上で、道路空間利活用推進方策の検討を行っています。

道路空間有効活用先進事例を分析した結果、事業目的面では、歩車分離による安全・安心の確保や道路本来機能の確保及び充実を目的とするもののほか、地域の活性化(賑わいの創出など)を目的とするものも見られました。他方、事業手法面では、都市計画等の公的担保又はこれ以外の手法による住民意見の反映(協議会メンバーに住民が参加、地域のまちづくり方針への位置づけなど)がなされ、公共性が担保されているものと考えられました。道路空間活用に関する事業者等の意向

などを踏まえ、このような公共性が担保された事業については、より一層の規制緩和をはじめとする道路空間の有効活用推進方策を適用すべきではないかと考えています。併せて、この推進方策の適用にあたっては、公平性の観点から、特定の事業者利益とならないよう、どのようなものを道路空間の有効活用対象とするか、道路管理者から方針を明示することも必要ではないかと考えています。

道路空間の有効活用を推進していくためには、次の5つの視点による規制緩和などが必要と思われることから、今後、具体的な検討を行うこととしています。

- ① 道路占用要件の緩和(商業的利用に係る緩和など)
- ② 立体道路制度要件の緩和(既存一般道路への適用拡大)
- ③ 廃道・道路付替え要件の簡素化
- ④ 手続きの集約化
- ⑤ 民間整備への支援方策

#### ◇道路管理における民間活用分科会

当分科会は、民間、市民による管理運営を中心とした「エリアマネジメント」を活用し、民間による道路の継続的な維持管理を行うための手法の検討について研究していくことが時代の要請からも必要であるとの認識のもと、汎用的かつ持続可能な制度構築を目指し、提案を行っていくことを目的としています。

最初に道路管理における民間活用の実態について道路等の維持管理等を実施していると見込まれるTMO・まちづくり会社、地域協議会等を対象に調査を実施し、その事例を類型化しました。道路管理等を実施している組織等、管理内容等の整理分析については、地域開発の有無、地域の用途から次の4タイプに分類し、管理主体の組織形態、管理内容、資金方策等を整理し特徴を分析しました。

- エリア再生型・・・市街地再開発等によって新たに再生されたエリア内の道路空間等を一体的に維持管理するタイプ。代表的な事例としては、「汐留シオサイト（東京都港区）」、「高松丸亀町商店街（高松市）」などです。
- 事業組合発展型・・・土地区画整理事業等によって新たに再生されたエリア内の道路空間等を一体的に維持管理するタイプ。
- 既存商業活性化型・・・既存の商業集積地（商店街、駅前地区等）の道路空間を一体的に維持管理するタイプ。代表的な事例としては、「㈱まちづくり松山（松山市）」です。
- 市民活動型・・・町内会等の地域組織の活動（清掃、花壇づくりなど）が発展したタイプ。代表的な事例としては、「野田北ふるさとネット（神戸市）」です。

さらに各タイプにおける公共空間の維持管理の特性、タイプ別の法人形態と維持管理契約の締結状況や公共空間の維持管理の課題などについて詳細に分析を進めました。

調査結果に基づく課題解決の提案としては、地域における財政制約が深刻化するなか、民間主体・住民が多様な公共サービスを効率的かつ効果的に提供し、また享受できる「事業スキーム」の構築をあげています。「事業スキーム」は、公共と民間の連携・協働によってあるいは、民間単独で公共性の高い施設の管理と地域管理を進めていくものを想定しています。

これまでの分科会活動において、「事業スキーム」を構築する上で必要とあると考えられる課題について、以下の3つのステップによって検討を進めていく予定です。

#### ○ステップ1 民間による道路管理の活動内容について整理

現状の民間組織による道路管理の内容や範囲から、管理活動として足りない部分を補うと共に、民間組織に委ねられる活動内容（範囲・規模）などについて整理します。

#### ○ステップ2 組織形態などについて検討

民間による道路管理の活動を適切に進めるため

に、組織を構成する行政や民間事業者及び地域住民などの関与度合いによる運営の相違について検証し、活動内容に応じて必要とされる権限とその取得方法、組織形態などについて検討を進めます。

#### ○ステップ3 運営資金の確保方策について検討

事業の持続性確保のために自主財源が重要であることに注目し、既存事例などから具体的な財源の確保策について検討します。

上記、各ステップにおける検討の留意点としては、円滑な道路管理の実施の準備として、地域開発の構想や計画段階における組織の設置準備の必要性についても留意していきます。

なお、今後の検討の方向性については、ケーススタディによる検証を行うことにより、地域管理の条件・ルールなど課題を整理し、官・民のリスク管理、インセンティブのあり方、関連法令の改善事項などについても議論のうえ提言に向けた意見集約を行っていくこととしています。

## ◆情報化社会における道路の有効活用部会

当部会では、情報化社会の推進及び道路の活性化を図ることを目的とし、①道路管理用光ファイバの利活用促進に関する検討や、②情報関連機器における道路占用制度の有効活用方策の検討を行ってきました。

#### ① 道路管理用光ファイバの利活用促進に関する検討について

国土交通省が管理用として敷設した道路管理用光ファイバは、全国の直轄国道などを中心に平成20年3月末時点で約36,000kmが整備されています。国土交通省では、「e-Japan重点計画」を受け、平成14年度より民間事業者等（電気通信事業者、ケーブルテレビ事業者、地方公共団体、国の4事業者）に対し、施設管理に支障のない範囲内で道路管理用光ファイバの開放を行っています。開放距離は、平成20年度末時点での18,000kmに及んでおり、開放制度の利用事業者を調査



した結果、平成 20 年 8 月時点においては 29 事業者（電気通信事業者 10 者、ケーブルテレビ事業者 8 者、地方公共団体 11 者）が利用していることがわかりました。

そこで、利用事業者に対し利用実態に関するアンケート調査を実施したところ、利用理由としては、「自ら光ファイバ網を構築するより低コストである」という回答や、「利用したい区間で連続して開放されていたため」という回答を多く得ました。また、今後、さらに利用区間の追加を希望するかという質問に対しては、電気通信事業者とケーブルテレビ事業者では半数において「今後も利用区間の追加を希望している」という回答が得られました。さらに、今後利用を促進するための開放制度に対する課題や改善点を聞いたところ、連続した開放を希望する声や、接続ポイントの自由度の向上を求める声、公募期間の短さや不定期であるといった利用手続に関する課題が多くあげられました。中間報告においては、アンケート調査などをふまえ、より一層の利活用促進のためには、「開放区間の連続性の確保」、「接続や利用手続の改善」などが必要であるという提案がなされました。

また、利用事業者別に利用距離を調査したところ、電気通信事業者においては、利用距離が概ね 100km を超えており、長距離を連続して利用する傾向がありました。地方公共団体・ケーブルテレビ事業者においては、半数以上の事業者において概ね 30km や 20km での利用が多く、短距離利用にとどまる傾向があることがわかりました。利用事業者により利用方法や課題認識に違いが見られることから、今後の検討においては、長距離を連続して利用する傾向がある電気通信事業者を対象とし、制度等の段階的改善策を検討していくこととしました。また、短距離利用にとどまる傾向があり、利用対象者数に比べて利用者が少ない地方公共団体等を対象とし、「安全・安心」「地域活性化」などをキーワードに先

行事例を調査するとともに、新たな利活用方策を検討していくこととしました。

## ② 情報関連機器における道路占用制度の有効活用方策の検討について

既存の道路占用制度における情報関連機器の取扱いについて調査をしてみたところ、PHS 無線基地局の道路占用の取扱い通達（平成 7 年）等、一部の情報関連機器に関しては、通達類が整備されていました。通達類に明記されていないもの（携帯電話基地局の設置等）については、道路管理者により個別ケースごとに判断されているようであり、必ずしも統一的運用ができるようになっていないように思われるため、本検討においては、情報関連機器の占用に関する事例を調査し、事例集等の作成を目指すこととしました。

## ◆高速道路を活用した地域の活性化部会

高速道路は、国民生活の向上や社会・経済活動の基盤として最も重要な社会資本の一つであり、昭和 38 年の初開通以来、そのネットワークの整備が着実に進められています。わが国の高速道路は、諸外国に比べインターチェンジの間隔が長く、また、高速道路が通過する市町村のうち約 3 割にはインターチェンジがないなどの理由から、十分に活かされているとは言えず、今後、既存の高速道路施設を活用した地域の活性化が求められています。そこで、当部会では、高速道路の既存ネットワークの有効活用を通じて地域活性化を図ることを目的とし、アクセス機能の強化による地域の活性化、施設・空間を利用した地域の活性化をテーマに高速道路と地域の接続などについて、持続可能な制度の構築などの検討を行うこととしました。

アクセス機能の強化による地域の活性化に関しては、特にスマートインターチェンジの整備手法や運用の現状に着目し、交通量分析などを行った上で、地域での多様なニーズに対応した地域主体の効率的なインターチェンジ整備に向けて、制度

の基本的な考え方、整備目的に相応しい評価方法、民間事業者も含めた費用負担のあり方、季節限定インターチェンジなどの柔軟な運用方法などの必要性を検討しました。今後の検討については、高速道路の広域ネットワーク特性に着目した観光需要拡大方策、民間事業者の発意によるスマートインターチェンジ整備スキームなどの具体的な方策

の検討を行うこととしています。また、施設・空間を利用した地域の活性化に関しては、高速道路会社や地方公共団体でのサービスエリア・パーキングエリアにおける施設機能の高度化や地域との連携強化の取組事例などを整理したことを踏まえ、地域活性化に資する新たなアイデアについての検討を行うこととしています。



写真1 研究発表会風景

## ● おわりに

社会・経済情勢の変化により、道路整備事業を取り巻く環境も変化してきていますが、道路は私たちの生活や経済活動を支える最も基礎的な社会資本であることに変化はありません。昨今の道路行政に関する施策においては、地域活性化や安全・安心に関するなど、道路を造るということよりも、既存ストックの有効利用といった観点から施策が推し進められており、また、制度においても柔軟な運用がされるなど、私たちの生活を豊かにするための施策が推し進められていると感じることが

できるようになったと思います。

本機構では、今後もこうした時代のニーズにあった調査研究を、ご賛同いただいている多くの企業の方々と進めていきたいと思っております。

今回は、中間報告という形で発表会を開催いたしました。本年の秋にはとりまとめを予定しており、将来を見据えた道路整備への貢献、道路にかかわる新しい産業の開発等に資する提案・提言を最終報告とできるよう努めていきたいと思っております。